

# SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

2023.11

NewsLetter

Vol.30

インフルエンサーに  
罰則規定が追加か？

ステルスマーケティング規制が今年の10月1日から始まりました。弊所のセミナーやニュースレターでもその詳細をお伝えしてまいりましたが、その中で罰則を受ける対象は広告主である「事業者のみ」で、実際に発信をしているインフルエンサーやアフィリエイトへの罰則は無いとお伝えしてきたかと存じます。令和5年11月現在はまだ「事業者のみ」ではありますが、令和5年5月に制定された改正景品表示法が今後1年以内に施行されると、インフルエンサーやアフィリエイトにも規制が広がることとなります。今ニュースレターでは、ステマ規制と関係する改正景品表示法について阿部弁護士が解説致します。

## ～今月のテーマ～

アフィリエイト、インフルエンサーにも景表法の適用がある？



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所  
弁護士 阿部 栄一郎

## Executive Summary

1. 今までアフィリエイトやインフルエンサーには景表法の適用はなかった
2. 優良誤認と有利誤認の直罰化の内容、意味
  - (1) 改正景表法の概要
  - (2) 3つの違い
3. さいごに

## 1 アフリーエイターやインフルエンサーには

今まで景表法の適用はなかった

景表法における優良誤認と有利誤認の対象は誰かと問われると、今までは、「事業者」、つまり、商品やサービスを提供している会社や個人事業主と答えてきました。そして、実際、「事業者」が措置命令、課徴金納付命令といった行政処分を受けており、アフリーエイターやインフルエンサーが景表法における制裁を受けるということはありませんでした。

しかしながら、令和5年5月10日に成立した改正景表法において、優良誤認と有利誤認が罰金刑の対象となったこと（改正後の景表法48条、49条）によって、上記の説明が少し変わることになりました。改正景表法は、令和6年中には施行される予定となっています。なお、改正後の景表法49条は、会社等の法人に関する両罰規定（法人に所属する者が法人の業務に関連して違法行為をした場合に、法人も処罰されるという意味です。）となっています。

## 2 優良誤認と有利誤認の直罰化の内容、意味

### (1) 改正景表法の概要

皆さんも既にご存じかと思いますが、改正後の景表法48条は柱書に、「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する」と規定しており、同条1号に優良誤認、同条2号に有利誤認が規定されています。

措置命令や課徴金納付命令といった行政処分の対象となっている優良誤認及び有利誤認（景表法5条2号及び3号）と罰金刑の対象となっている優良誤認及び有利誤認（景表法48条1号及び2号）を確認しても、条文の内容はほぼ同じです。つまり、改正景表法が施行された後は、優良誤認や有利誤認に該当する表示を行った場合、行政処分とともに罰金刑を科される可能性があるということになります。

### (2) 3つの違い

先ほど、行政処分の対象となっている優良誤認及び有利誤認の内容と罰金刑の対象となっている優良誤認及び有利誤認の内容がほぼ同じと言いましたが、大きな違いが3つあります。

### ア 不実証広告規制の適用の有無

1つ目が、行政処分の対象となっている優良誤認には不実証広告規制（景表法7条2項）の適用があるのに対し、罰金刑の対象となっている優良誤認には不実証広告規制の適用がないという点です。

前者では、消費者庁が事業者に対して合理的な根拠を示すように求めた場合、事業者は消費者庁に対して広告等の表示をした合理的な根拠を示す必要があります。合理的な根拠を示さない場合、当該広告等の表示は、優良誤認であるとみなされます。



それに対し、後者では、検察官が有罪の証拠をもって事業者が優良誤認に該当する表示を行ったことを立証することになります。刑事罰という非常に重い制裁ですので、不实証広告規制の適用がないというのは当然のことでしょう。

イ 行政処分は消費者庁、

罰則は検察庁が運用すること

2つ目は、優良誤認や有利誤認に該当する表示について、措置命令や課徴金納付命令を出すのは消費者庁であるのに対し、優良誤認や有利誤認に該当する表示について、罰金刑が科される場合、それは刑事手続に沿って行われるという点です。

日本において刑事罰を科す場合、その全ての事案に検察庁が関与します。そして、改正後の景表法における罰金刑もその例外ではありません。ですので、罰金刑を科すのがふさわしいか否かの第一次的な判断権を持っているのは検察官ということになります。検察官が裁判所に対し、公訴提起という方法で処罰を求めて、初めて、裁判所において罰金刑を科すべきか否かが判断されるということになります。



ウ 共犯規定によってアフィリエイターやインフルエンサーも処罰対象に

3つ目は、優良誤認や有利誤認に該当する表示についての行政処分は共犯規定の適用がないのに対し、罰金刑の対象となっている優良誤認や有利誤認は共犯規定の適用があるという点です。

共犯規定は刑法に規定されているもので、刑事罰を科される行為を行った者が複数いる場合に問題となります。詳細は、刑事法の講義に譲るとして、ここでは結論のみ示します。罰金刑の対象となっている優良誤認や有利誤認については、刑法における共犯や身分犯という考えを介して、事業者に加えて、アフィリエイターやインフルエンサーも処罰される可能性があります。

今まで、景表法の適用がなかったアフィリエイターやインフルエンサーにも、景表法の定める罰金刑の適用がありうるということになります。

### 3 やらうこ

景表法は、近年、活発に法改正等が行われており、規制が強化されています。そして、景表法による規制強化に対応していかなければ、行政処分や刑事罰といった大きな制裁を受けかねません。

事業者を始めとして、アフィリエイターやインフルエンサーなど事業に関連する方々も十分に注意していただきたいと思います。

## 執筆者紹介

### 弁護士 阿部 栄一郎

#### 【学歴】

渋谷教育学園幕張高等学校 卒業  
早稲田大学法学部 卒業  
千葉大学大学院専門法務研究科 修了

#### 【職歴】

平成 19 年 12 月 都内法律事務所 入所  
平成 22 年 7 月 丸の内ソレイユ法律事務所 入所  
企業法務分野の弁護士リーダーを務め、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行っている。近年はEC 企業が留意すべき特商法についての講演もこなすほか、賃貸や不動産、交通事故等のトラブルにも精通。

## 広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



### 広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、★、★★、★★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

## 医療機器該当性コンサルティング

取扱商品が「医療機器」に該当するかどうか相談したい、というご相談が多くなってきております。

海外から美容機器を輸入しようとしているが、税関で止まってしまうか心配というご相談や、大手ネット・ショッピングモールに出品、もしくは大手百貨店・量販店の実店舗へ出品する際に、広告表現の指摘を受けたり、医療機器で無い証明を求められたりした、というご相談です。弊所では弁護士が貴社の商品やホームページを拝見し、医療機器に該当する危険性や確認すべき行政機関、ビジネスリスク等をアドバイスさせていただきます。

※あくまでも判断は行政が行うものになりますので、申請やビジネスに対するアドバイスとなります。

#### 【相談料】

30分 / 11,000円

ZOOMでのオンライン相談も可能です。

※初回から料金が発生いたします

※美容機器の広告表現のみのご相談は初回30分無料

## おすすめスポットプラン

新規事業立ち上げ支援 330,000円～

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援 330,000円～

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

## 無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp